

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	<b>三重県職業訓練受講資金等返還債務免除条例</b>		公 布 日	昭和62年12月24日
条 例 番 号	昭和62年三重県条例第35号		直 近 改 正 日	平成7年3月15日
所管部局課	雇用経済部雇用対策課		電 話 番 号	059-224-2465
条例の概要	職業訓練受講資金及び受講支度金を貸与した者への返還債務の免除に関して必要な事項を定めるものである。			条例の 類型  法執行型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	経済的困窮者である者であって、修学の意欲がある者に対して公益な支援を行うことは妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	修学支援の一環として、返還債務免除を行っていくことは、引き続き公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	債務免除は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定により条例で定める必要がある。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第96条第1項第10号	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	職業訓練により再チャレンジできる環境づくりを進めることの必要性は、第9次三重県職業能力開発計画に記載されている。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	条例の効果は経済的困窮者に限られるが、経済的困窮者への支援は、公共性を有する。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	<b>改正・廃止の必要はない</b> 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。	<b>第1条に掲げる法律は、平成4年3月31日をもって失効済みであり、その表現の仕方について検討を要する(教育の条例との整合を取る。)</b>		<b>無</b>  <b>無</b>